平成２１年（フ）第９１２０号
大阪府東大阪市衣摺１丁目12番６―505号
債務者　久保慶次郎
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１４５号
大阪府枚方市香里ケ丘３―１　けやき東街４―601、住民票上の住所大阪府枚方市茄子作３丁目４番５号
債務者　蕪﨑　悦子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１５０号
大阪市東成区玉津２丁目５番19―103号
債務者　中村　雅之
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１５４号
大阪市旭区新森４丁目４番３―205号
債務者　藤井　敏弘
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５４号
大阪府岸和田市土生町842番地の１福本ハイツ202号
債務者　山中　秀敏
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９６２号
大阪府貝塚市橋本106番地の４－３棟302号
債務者　矢部　圭三
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１００４号
大阪府貝塚市澤181番地の６
債務者　永盛まゆみ
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１００９号
大阪府泉南市信達牧野340番地の３
債務者　上原　英補
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０２６号
大阪府泉大津市千原町２丁目４番20号Ｋ・Ｓハイツ203号、前住所大阪府泉大津市助松団地２番48―406号
債務者　池本　美和
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０２９号
大阪府岸和田市土生町1273番地の１ピアチェーレⅠ―201号
債務者　伊島　弘峰
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０３７号
大阪府泉南市樽井７丁目13番32―206号
債務者　木下　秀美（旧姓宗政）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０４１号
大阪府泉大津市池浦町５丁目９番13―307号、前住所大阪府岸和田市箕土路町２丁目７番28―203号
債務者　田原　康行
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０５６号
大阪府貝塚市森824番地３棟102号、前住所大阪府貝塚市森824番地１棟206号
債務者　福永　卓司
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０５９号
大阪府和泉市府中町８丁目１番９―101号
債務者　宇治　賢士
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０６１号
大阪府泉大津市助松団地２番50―304号
債務者　藤田　　篤
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０６３号
大阪府阪南市石田600番地の６―22棟103号
債務者　竹重　妙子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０６４号
大阪府貝塚市堀１丁目16番６―506号、前住所大阪府貝塚市海塚200番地の１―15棟403号
債務者　阪田あゆみ
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０６６号
大阪府阪南市自然田728番地
債務者　山崎富美枝（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係